

第 1 2 節 連結散水設備

問 1 規則第 5 条の 2 に定める規定する普通階と同等として取り扱うことのできる地階に連結散水設備は必要か。

答 1 不要とする。
ただし、消防用設備等特例適用願出書を提出すること。

問 2 送水圧力の表示について。

答 2 検査時に最遠ヘッドで放水し、ヘッドの放水圧が 1.0MPa になったときのポンプ圧力の値を A とし、送水圧力表示については、設計送水圧力から A とすること。

問 3 閉鎖型スプリンクラーヘッドを使用した場合、選択弁は必要か。

答 3 不要とする。
なお、一警戒区域につきヘッド 20 個までとする。

問 4 開放型ヘッドの場合、送水区域は自火報の警戒区域と合わせる必要があるか。

答 4 出火場所を特定するために、同一とすること。

問 5 逆止弁の要否について。

答 5 ヘッドの設置位置が、送水口の位置と同じレベル又は上方になる場合は、逆止弁を設置すること。

問 6 送水口、選択弁、送水区域図の色分けについて。

答 6 それぞれ区域ごとに色分けをする